(その１)

収支報告書

平成30 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　みかわとうしゅうぎいんあいちけんだいじゅうにくしぶ

1 政治団体の名称　三河党衆議院愛知県第１２区支部

2 主たる事務所の所在地　岡崎市上六名３－１３－１３
浅井ビル３Ｆ

3 代表者の氏名　重徳　和彦

4 会計責任者の氏名　植村　耕作

事務担当者の氏名
藤原　聖
（電話）0564-51-1192
（電話）
（電話）
（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

愛知県選挙管理委員会
'01.5.30
第　号

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	重徳　和彦
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成30年　3月　30日　から
平成30年　12月　31日　まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

1812

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	1,949,398
（前年からの繰越額）	949,398
（本年の収入額）	1,000,000
支　出　総　額	1,170,075
翌年への繰越額	779,323

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	1,000,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	1,000,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	1,000,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
三河道州制研究会	1,000,000	H30/5/10	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館909号室	重徳　和彦	
この頁の小計	1,000,000				
その他の寄附	0				
合計	1,000,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	114,227	0	
(4) 事務所費	91,620	0	
小計	205,847	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	964,228	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	964,228	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	964,228	0	
合計	1,170,075		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	114,227				
合計	114,227				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		４．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務所家賃分担金4～12月分	90,000	H30/12/10	三河道州制研究会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館909号室	
この頁の小計	90,000				
その他の支出	1,620 ~~1,620~~				
合計	91,620 ~~91,620~~				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
				宣伝広告費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
撮影代	108,000	H30/1/9	㈱トランカ	名古屋市千種区西山元町1-65	
ポスター印刷費	420,088	H30/4/23	㈱エムアイシーグループ	西尾市道光寺町東縄65	
デザイン費	108,000	H30/6/1	㈱トランカ	名古屋市千種区西山元町1-65	
街頭ポスター印刷費	174,420	H30/7/30	㈱エムアイシーグループ	西尾市道光寺町東縄65	
看板用アルミ合板代	103,680	H30/9/14	オカザキ産業㈱	愛知県岡崎市六名本町2-18	
看板部品代	14,741	H30/10/17	DCMカーマシャオ店	愛知県刈谷市日高町4-101	
この頁の小計	928,929				
その他の支出	35,299				
合計	964,228				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和元年
~~平成~~　5月　29日

政治団体の名称　三河党衆議院愛知県第１２区支部

会計責任者の氏名　植村　　耕作　　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和元年５月２７日

三河党衆議院愛知県第12区支部
代表　重徳　和彦　殿

登録政治資金監査人　柴田直司
登　録　番　号第　２６５６号
研修修了年月日平成21年6月16日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、三河党衆議院愛知県第１２区支部の平成３０年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、三河党衆議院愛知県第１２区支部の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。

なお、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

三河党衆議院愛知県第１２区支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、三河党衆議院愛知県第１２区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上